

令和7年度玖珠駐屯地で使用する電気

陸上自衛隊玖珠駐屯地

仕様書

1 件名 令和7年度玖珠駐屯地で使用する電気

2 概要

- (1) 需要場所 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2494
陸上自衛隊玖珠駐屯地
- (2) 業種および用途 官公署（国家事務）

3 仕様

- (1) 電気供給方式、給電電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数
電気方式

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧）6000ボルト
- ウ 計量電圧（標準電圧）6000ボルト
- エ 標準周波数 60ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

- (2) 契約電力および電力使用量

- ア 契約電力570キロワット
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される
値が原則これを超えないものとする。）
- イ 予定使用電力量207.5万キロワットアワー（別紙第1）
- ウ 令和5年度月別最大電力（別紙第2）
- エ 令和6年度月別最大電力（別紙第3）、最大日負荷曲線（別紙第4）

- (3) 契約期間

令和7年4月1日00:00～令和8年3月31日24:00

- (4) 電力量等の検針

自動検針装置による

電力会社の検針方法 遠隔自動検針

計量器の構成 (株)三菱変成付複合計器（携帯電話用伝送端末付）

形式 WP3EL-R

交流3相3線式 110ボルト5アンペア60ヘルツ

計器定数 1000パルス/キロワット秒

パルス定数 50000パルス/キロワット時（パルス記号SV）

V C T 6600/110ボルト 100/5アンペア

- (5) 需給場所

需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器

- (気中開閉器) 電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器
(気中開閉器) 電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点
- (7) 保安上の責任分界点
需給場所における陸上自衛隊玖珠駐屯地構内の引き込み柱の区分開閉器
(気中開閉器) 電源側ブッシングと九州電力株式会社架空引き込み線の接続点

4 その他

- (1) 力率は自動力率調整装置を設置し、契約期間中は 100%を保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有してない。
- (3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州地区の一般電気事業者の定める標準供給条件及び選択供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (4) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別紙第5に掲げる条件を満たすこと。

月別予定使用電力量
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

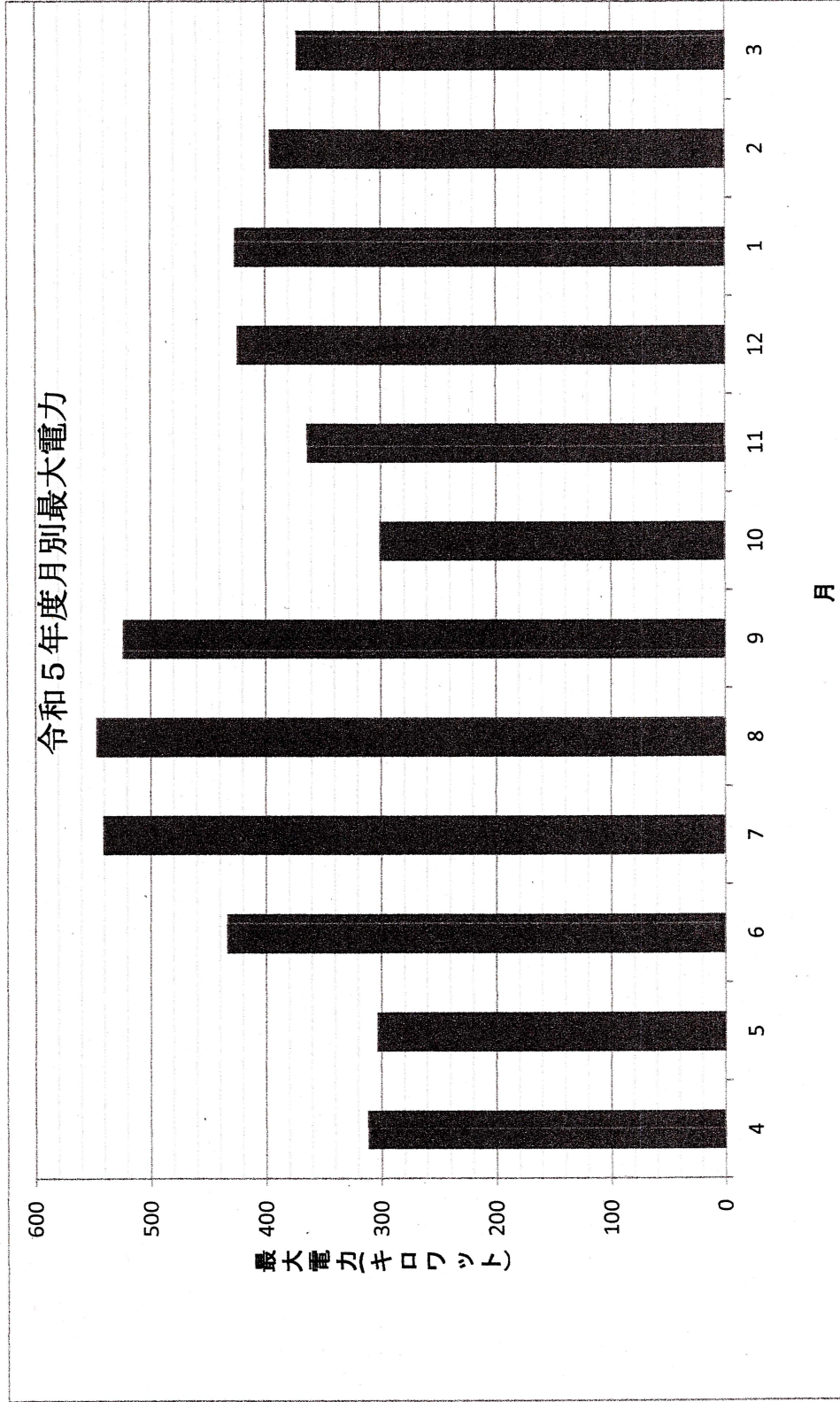
月	使用電力量 (kwh)	夏季 (kwh)	その他季 (kwh)	備考
4	120,000		120,000	
5	120,000		120,000	
6	165,000		165,000	
7	240,000	240,000		
8	240,000	240,000		
9	230,000	230,000		
10	145,000		145,000	
11	145,000		145,000	
12	170,000		170,000	
1	175,000		175,000	
2	165,000		165,000	
3	160,000		160,000	
合計	2,075,000	710,000	1,365,000	

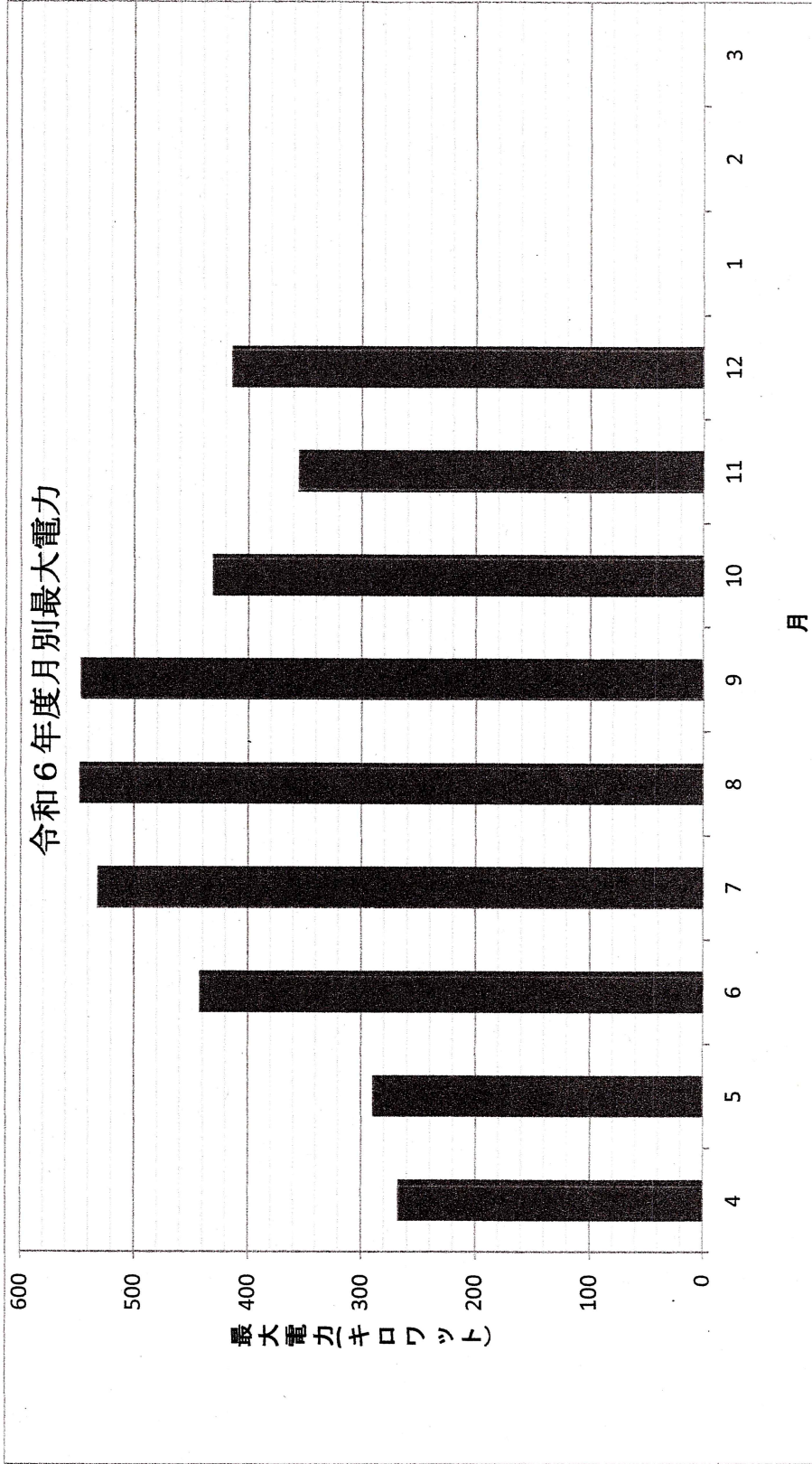
(注)

夏季： 7月1日から9月30日までの期間をいいます。

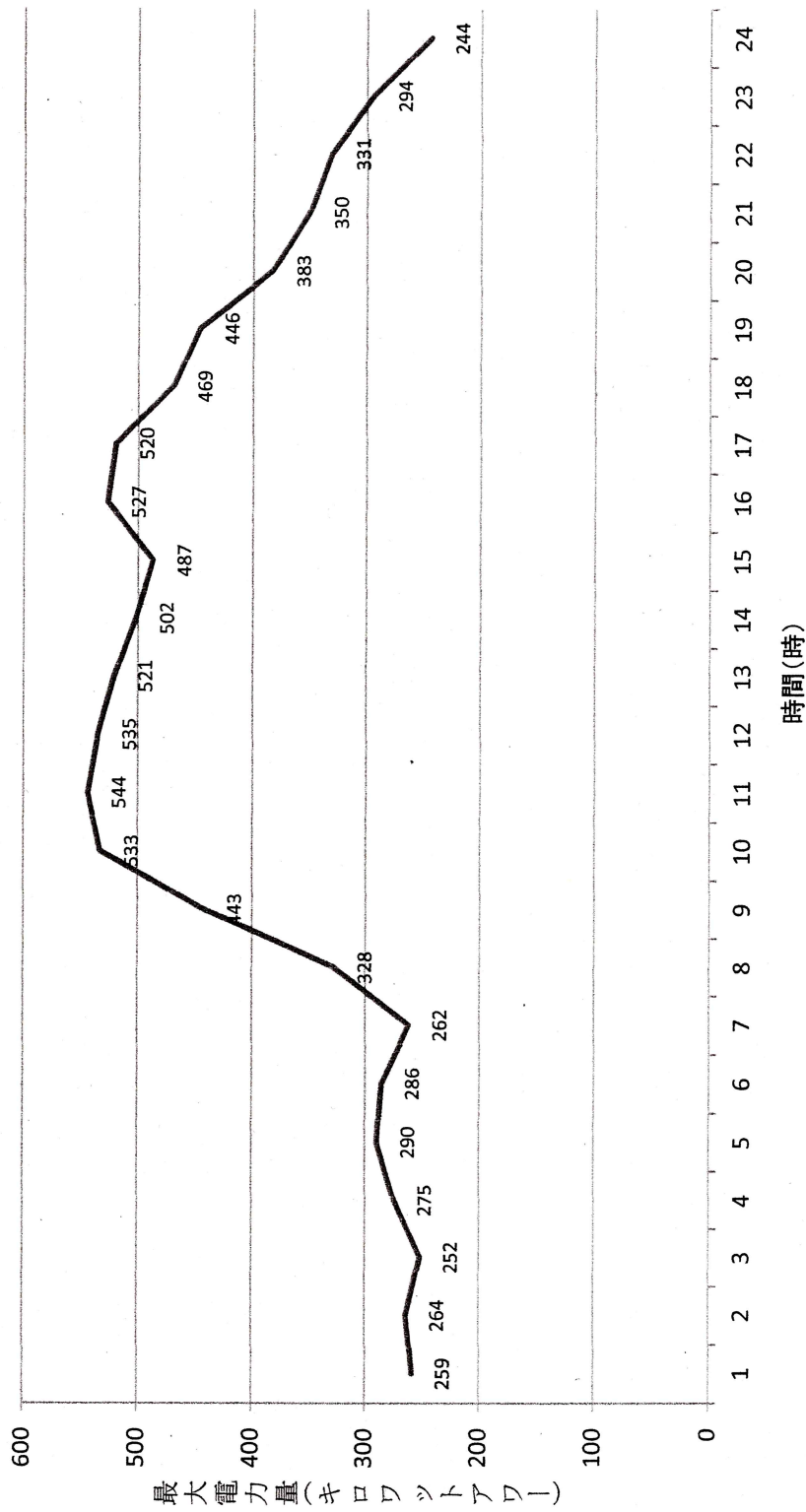
その他季： 夏季以外の期間をいいます。

休日等： 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日、1月2日、1月3日とする。





日負荷曲線(令和6年8月6日)



二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況、③令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の 4 項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が 70 点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和 5 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0. 0 0 0 以上 0. 3 7 5 未満	7 0
	0. 3 7 5 以上 0. 4 0 0 未満	6 5
	0. 4 0 0 以上 0. 4 2 5 未満	6 0
	0. 4 2 5 以上 0. 4 5 0 未満	5 5
	0. 4 5 0 以上 0. 4 7 5 未満	5 0
	0. 4 7 5 以上 0. 5 0 0 未満	4 5
	0. 5 0 0 以上 0. 5 2 5 未満	4 0
	0. 5 2 5 以上 0. 5 5 0 未満	3 5
	0. 5 5 0 以上 0. 5 7 5 未満	3 0
	0. 5 7 5 以上 0. 6 0 0 未満	2 5
	0. 6 0 0 以上 0. 6 9 0 未満	2 0
	0. 6 9 0 以上	0
②令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況	0. 6 7 5 % 以上	1 0
	0 % 超 0. 6 7 5 % 未満	5
	活用していない	0
③令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況	7. 5 0 % 以上	2 0
	5. 0 0 % 以上 7. 5 0 % 未満	1 5
	2. 5 0 % 以上 5. 0 0 % 未満	1 0
	0 % 超 2. 5 0 % 未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業

開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和5年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、令和5年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和5年度の供給電力量(需要端)(KWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>②令和5年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和5年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和5年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和5年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

※ この定義は、適合証明書及び別紙第5にのみ適用する。

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊玖珠駐屯地

第404会計隊玖珠派遣隊長 井上 忠幸 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
 商号又は名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和5年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和5年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和5年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和5年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第5により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。